

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程の一部改正

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 役員として引き続いた在職期間を国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率</p> <p>(2) (略)</p> <p>(退職手当の返納等の取り扱い)</p> <p>第9条 退職手当の返納等の取り扱いについては、<u>国家公務員退職手当法第12条第1項、第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「各省各庁の長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。</u></p>	<p>本則</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 役員として引き続いた在職期間を国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率</p> <p>(2) (略)</p> <p>(退職手当の支給制限等の取扱い)</p> <p>第9条 退職手当の支給制限等の取扱いについては、<u>職員退職手当規程第15条から第18条の4までの規定を準用する。</u></p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。</u></p>	

附 則 (25 経規程第 2 号)

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。